

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成20年12月4日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監査委員局長 林 久 男
 国民宿舎支配人 野 口 國 男
 病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 鈴 木 正 美
 病院事業者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会計管理者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農業委員会 小 田 雄 治
 農事局長 柏 木 嶺
 病院企画監

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（明智忠直） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（明智忠直） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

4番、伊藤房代議員、5番、林七巳議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号までの8議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（明智忠直） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第3号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第4号 旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第5号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成20年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号は、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 1 億900万円を追加し、予算の総額を264億600万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,827万9,000円を追加し、予算の総額を34億4,377万3,000円とするものであります。

議案第 3 号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、主なものは営業運転資金に充てるため、長期借入金として2,000万円を計上するものであります。

議案第 4 号は、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでありまして、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 5 号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の改正に伴い、個人市民税における寄附金控除の対象となる団体への寄附金を指定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、産科医療補償制度の創設に伴い、分娩料を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号及び議案第 8 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち 2 名が、平成21年 3 月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであり

ます。

私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であり、再度、お願いしたいと考え、提案するものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、保健事業について申し上げます。

少子化対策の一環として実施している乳幼児医療費助成事業について、県では12月1日から補助基準の見直しを行ったところであり、その内容は、所得制限を設けるとともに自己負担額を200円から300円に引き上げるものであります。

しかしながら、この事業は、子育て支援の重要な施策でもあることから、保護者の経済的負担増とならないよう、従来どおり、市の単独事業として助成することといたしました。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会については、去る9月15日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いとおかユートピアセンターの3か所で開催いたしました。当日は、1,954人の参加がある中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童のお遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、児童福祉について申し上げます。

本年4月より民間委託した干潟保育所については、7か月を経過する中、子どもたちも保育所生活に慣れ、日々の生活リズムも安定してきたことから、この機を捉え、保育の現状について、保護者のご意見をいただくためのアンケートを実施いたしました。

運営そのものが民間に委ねられるという形態から、当初は、保育内容等に心配する声もありましたが、アンケートの結果は特に問題もなく、保育全般について8割以上の保護者の皆様から「おおむね満足」との評価をいただいたところであります。

また、民間委託については「反対」という回答はなく、「賛成」が31.3%、「やむを得ない」が31.3%という結果となりました。受託事業者の保育への姿勢が高く評価され、民間委託について、一定の理解が得られたものと考えておりますが、今後も、引き続きその経過等をしっかりと検証してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、去る10月31日に完成し、11月28日に屋内運動場と併せて竣工式を行いました。

新校舎は、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,481平方メートルで、普通教室24室

をはじめ、特別教室、相談室、教材室などのほか、各階に多目的ホールを備えており、多様な学習形態にも対応できる利便性を考慮した配置となっております。

また、防犯カメラの設置や通用門の電子ロック化、教員室から屋外運動場が一望できるなど、安全対策に配慮するとともに、エレベーターの設置をはじめ、バリアフリー化も図られた利用しやすい施設となりました。

明るさと重厚性を備えた素晴らしい新校舎の完成により、そこに学ぶ生徒の意欲が高まり、学力、体力ともに大きく向上してくれることを期待するものであります。

なお、この第二中学校の改築が終了したことにより、義務教育施設の耐震化率は88.1%となりましたが、今後も、安全で安心な学校づくりに向けて努力してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

去る11月11日に、東総文化会館において、昨年に引き続いて「旭市中学校合同文化祭」を開催いたしました。これは中学生からの提言を受けて実現したものであり、当日は約700人の中学3年生が合唱や各校の特色を生かした発表を通じて交流を図りました。

今年は「つながよう！今と未来の架け橋を・・・」というテーマを設定し、5年後の成人式に集う者同士の意識と絆を深めるとともに、旭市民としての誇りと、生徒間の連帯感を確認し合うことができました。

キャリア教育については、市内の全小学校において、本年6月から来年2月にかけて、6年生646人全員が市内の職場見学を実施することとしております。

また、中学校においては、文部科学省より「キャリア・スタート・ウィーク推進地域」の指定を受け、2年生680人全員が3日から5日間にかけて実際に仕事を体験するなど、働くことの苦労や喜びを体得することができました。

これらの職場体験活動を通じて、子どもたちが将来の職業への関心と意欲を高めることができたものと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月15日、16日の両日にわたり、東総文化会館において第4回旭市生涯学習フェスティバルを開催いたしました。

市内各施設の講座で学んでいる方々の作品展示や実践発表のほか、初日は、市内小・中学生、高校生、青年等の代表25人による意見発表が行われ、世界平和に関することをはじめ、将来の夢や自身の体験を通じて得た感想など、大変興味深い内容の発表がありました。

翌日には、女優の萩尾みどりさんによる「豊かな生活 今、私たちができること」と題し

た文化講演会が行われ、2日間の入場者数は約1,500人を数え、盛会のうちに終了することができました。

文化振興については、10月26日から11月9日まで地域ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

また、9月28日には「あさひのまつり」を開催し、各地域に伝わるお囃子や神楽など、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られたところでもあります。

さらに、市民ミュージカルについては、10月26日に上演され、小学生から大人まで総勢39人の出演者の熱演に観覧された皆様から賞賛を受けたところでもあります。

体育振興については、10月25日から「第60回千葉県民体育大会」が県内各地で開催され、旭市から15競技に269人の選手が参加いたしました。なお、本市では、総合体育館を会場に卓球競技が開催されたところでもあります。

また、11月30日には、旭スポーツの森公園において「健康体力づくりフェスティバル」を開催いたしました。

当日は、子どもから高齢者まで約800人の市民が集い、ティーボールやドッチボール、パークゴルフ等の軽スポーツを中心に、楽しみながら交流を深め、スポーツを身近に体験していただくことができました。

次に、第65回国民体育大会について申し上げます。

平成22年「ゆめ半島千葉国民体育大会卓球競技会」の開催に向けて、現在、啓発活動や推進計画の策定などの準備を進めているところであり、去る9月に開催された日本卓球協会の理事会において、「平成21年度全日本卓球選手権大会（団体の部）」を旭市で開催することが正式に決定されたところでもあります。

この大会は、「国体競技別リハーサル大会」として位置付けられ、平成21年10月16日から3日間、総合体育館を会場に開催されるものであり、今後も、これらの大会運営に万全を期すため、関係機関や関係団体と連携しながら体制整備に取り組んでまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、商店会等の振興策として、6月に引き続きプレミアム付き共通商品券を11月30日に6,000セット、6,600万円分を販売したところでもあります。市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と顧客の拡大を促し、商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、工業振興について申し上げます。

企業誘致については、景気の後退や自治体間の競争が激しくなる中、県当局と金融機関との連携による誘致活動の結果、今般、2社の進出が決定いたしました。去る10月に「株式会社ナガシマ化学工業」と、12月1日には、本市の食材を生かした流通拠点センターとなる「ベジポート有限責任事業組合」との契約が取り交わされたところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、関係機関と連携を図りながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

長熊スポーツ公園整備事業については、現在、釣堀施設の工事を進めており、池の掘削・盛土・栈橋の設置など、工事は順調に進捗しております。また、公園の整備についても、既に契約を終えたところであり、今後は、平成21年3月の竣工に向けて、野球場、ゲートボール場、駐車場等を含む公園全体の工事を進めてまいります。

次に、国民宿舎について申し上げます。

平成19年度より営業を継続しながら整備を進めてまいりました改修工事は、11月末をもって完了し、来る12月10日からは、リニューアルされた「食彩の宿いいおか」として全面供用を開始いたします。

新装なった施設は、12の和室と18の洋室、合わせて30室となり、経営目標の「食彩の宿」に相応しい、機能的で清潔感を備えた施設に生まれ変わることができたものと考えており、現在、観光で訪れる方々や市民に対して、宿泊や食事等を気軽に利用していただけるよう、その体制を整えているところであります。

このような中、経営面においては、客室等の改修工事に伴う減収により、今後に資金不足が生じる見込みとなったことから、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

年末年始をはじめ、年明けの休前日などには、既に多くの皆様から予約をいただいている状況にあることから、全館オープン後は、健全経営の道が開かれることを期待しているところであります。

今後も、ホスピタリティあふれるサービスの提供を基本に、本市の観光交流拠点施設として、その役割を果たせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る11月27日、昨年に引き続いて、行政とJAちばみどり、生産者及び関係機関が一体となって、大田市場において本市農産物のPR活動を行いました。

近年の食の安全に対する消費者意識の変化を受け、県内第一位の農産物供給量を誇る本市

の農業生産現場の思いを伝えるとともに、今後の産地の目指すべき方向性などについて、市場関係者と活発な意見交換を行ってまいりました。

次に、米の生産調整の新たな手法として取り入れた飼料用米の取り組みについては、耕作面積約40ヘクタールで約230トンの収穫量となり、地元の養豚企業2社と養鶏企業1社に受入れていただきました。なお、養鶏においては、米を与えた卵「こめたまご」として、首都圏の生活協同組合で販売を開始したところであります。

また、米を粉にした米粉を活用した「米粉めん」の試作にも取り組んでおり、各産業まつりには約800食を提供し、試食した大半の方々からご好評をいただきました。

今後は、学校給食にも提供する予定であり、米粉めんの利用が定着するようPRに努めてまいります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の6地区で経営体育成基盤整備事業が進められており、去る11月11日に萬力Ⅱ期地区の起工式が行われました。

今後は、平成24年度の完成を目指し、83ヘクタールの田・畑の面整備工事等に着手することとしております。

なお、この土地改良事業と合わせて、区域内6ヘクタールを超えるビニールハウスと稲作の共同利用施設として、ライスセンターの整備についても国の支援をいただいて実施する予定であります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

10月から11月にかけて、合併後4回目となる「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を各地域の特色を生かしたまつりとして開催し、例年以上の来場者を迎え、盛況のうちに無事終了することができました。

また、去る10月5日には、漁協青年部の主催による2回目の水産朝市が海匠漁業協同組合の市場を会場として開催されました。

当日は、飯岡漁港で水揚げされた新鮮な魚貝類や、市内の様々な農産物が集まり大変活気のある朝市となったところであります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、51件の工事を発注したところであります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、東西線の国道飯岡バイパス入口から西側部分

について、既に工事に着手しており、12月末には基層部分が完成する予定であります。

なお、全面供用開始は、平成21年度末が見込まれるところでありますが、旭中央病院の新本館建設に伴う工事車両の進入路として暫定利用することは可能となるものであります。

また、旭中央病院ヘリポートから東側部分についても、現在、契約の準備を進めているところであり、今後も、関係地権者のご協力をいただきながら、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

椎名団地周辺の排水路整備工事並びに道路冠水対策として懸案となっていた三川小学校南側の排水路整備工事については、契約を終了し、工事に着手したところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、市民の代表や有識者で構成する策定委員会を設置し、市の関係職員による庁内会議と合わせて策定作業を進めているところであります。

現在、市の土地利用構想を含めた全体像を検討している段階であります。今後、策定委員会のご意見をいただきながら、年度内を目途に全体構想を策定したいと考えております。

次に、公園事業について申し上げます。

下宿ふれあい公園については、去る7月の関係地権者への説明会を経て、これまで県当局と協議を進めてきたところであり、11月7日付で事業認定を受けましたので、今後は、関係地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年11月末現在の消防活動の状況は、火災発生26件、救急出場2,330件、救助出場38件となり、昨年同時期と比較して、火災発生件数は13件の減、救急出場は92件の減となりました。特に、火災発生件数は消防本部発足以来、最も少ない状況となったところであり、これから年末年始を控える中、今後も、市民に対して積極的に火災予防への呼びかけを行ってまいります。

また、119番通報については、近年携帯電話による通報が全体の20%を超え年々増加傾向にありますので、現在、固定電話のみの対応となっている位置情報システムを、携帯電話にも対応可能な機器へ変更することといたしました。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、地域の基幹病院として、高度先進医療や救急医療などの不採算医療を受け持ちながら健全経営を維持しており、本年度もDPC等の導入による増収効果もあり、順調に推移しているところであります。

また、病院再整備事業については、着工前の準備工事等に着手したところであり、新本館建設工事についても、来る12月19日に入札を執行する予定であります。

次に、経営形態等に関する検討委員会報告について申し上げます。

この検討委員会は、外部から有識者を招き、議会、病院、市職員を構成委員として、本年5月に設置し、約半年間にわたって今後の方向性について検討がなされたものであり、去る10月6日に報告書の提出がありましたので、これを受けて、10月20日の議会全員協議会でご説明したところであります。

この報告書は、市民が安心できる医療体制を構築するとともに、市の発展にも寄与できる体制として、公設民営方式、いわゆる指定管理者制度での運営が望ましいとの提案でありまして、病院の将来展望に向けた基本的な方向性の一つとして受けとめているところであります。

旭中央病院は、旭市にとってなくてはならない財産であり、とりわけ経営形態については、議会をはじめ市民の皆様からのご意見をいただきながら、慎重に、かつ時間をかけて調査・研究を進めていくことが求められるものと考えております。

当面は、新本館の建設に全力を傾注しながら、今後とも、市を挙げて旭中央病院をしっかりと盛り立ててまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の貴重な移動手段となっているコミュニティバスは、本年4月に全ルートの見直しを行い、干潟地区ルートにおいて試行運行を開始したところであります。

上半期における乗車実績は、全体で前年比15.7%増の5万4,605人となり、多くの市民の皆様にご利用いただいている状況にあります。

この間、JR、バス、タクシーなど、市全体の公共交通のあり方を考える旭市地域公共交通会議を発足いたしました。

専門機関の方々や区長会、PTA代表の皆様から様々なご意見をいただきながら、本市におけるコミュニティバスの運行のあり方等について検討を進めているところであり、今後も、各ルートの利用状況等を検証する中で、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう努力してまいります。

最後に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくにあたり、市民の皆様と直接話し合い、市民の立場に立った行政運営を進めるため、去る9月26日から市内15か所において、地

区懇談会を開催いたしました。

地区懇談会には、延べ975人の市民の皆様の出席をいただく中、道路問題、環境問題、後継者対策や企業誘致、教育環境の整備、子育て支援策、中央病院再整備計画、市の財政状況から市の均衡ある発展を願う要望など、多くのご意見が出されたところであり、いただいたご意見や提案については、今後のまちづくりに生かせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第4号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億900万円を追加し、予算の総額を264億600万円とするものでございます。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明させていただきます。

9ページをお開きください。

歳入でございます。主な補正内容を申し上げます。

9款1項1目地方交付税4,252万円の追加は、決定されました普通交付税の一部を補正財源として計上いたしております。

13款1項1目民生費国庫負担金1,934万3,000円の追加は、特別障害者手当等負担金及び障

害者自立支援給付費等負担金の増によるものでございます。

次、10ページをお願いします。

14款2項4目農林水産業費県補助金1,058万6,000円の追加は新規事業であります、説明欄1の施設園芸燃油高騰対策事業費補助金1,033万6,000円と、説明欄2の遊休農地リフレッシュ活用支援事業費補助金25万円の増によるものでございます。事業内容につきましては、歳出のほうでご説明を申し上げます。

16款1項3目農林水産業費寄附金は、農業費寄附金として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

1項6目教育費寄附金は、社会教育費寄附金として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項2目介護保険事業特別会計繰入金1,898万4,000円の追加は、19年度介護保険事業特別会計繰出金の精算によります介護保険事業特別会計から一般会計への繰入金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。主な補正内容を申し上げます。

その前に、歳出全般についてですが、各款におけます人件費の補正につきましては、職員の異動による増減分等ですので、説明は省略させていただきます。

それでは、12ページをお願いしたいと思います。

2款1項8目電子計算費の説明欄の1、電算システム運用事業1,816万4,000円の追加は、平成21年度から始まる公的年金からの市民税の特別徴収制度の導入に伴う税務システムの改修、認定調査項目の見直し等に伴う介護保険システムの改修、県の制度変更等に伴う乳幼児医療システムの改修等を行う委託料を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。

1項10目地域振興費の説明欄の1、コミュニティバス等運行事業82万3,000円の追加は、干潟地区の試行運行ルート変更によります時刻表印刷、バスの車内放送作成手数料等を計上するものでございます。

次の1項11目諸費の説明欄の1番、市バス運営事業118万9,000円の追加は、燃料費の高騰と利用件数の増によるものでございます。

説明欄の2番、国庫支出金等返還費330万円の追加は、精算による国庫支出金等返還金を

計上するものでございます。

それでは、少し飛びまして、16ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄の1番、特別障害者手当等給付事業494万2,000円の追加、説明欄の2番、中度心身障害者（児）医療費助成事業150万3,000円の追加、説明欄の3、重度心身障害者（児）医療費助成事業161万2,000円の追加、説明欄の4、福祉タクシー利用助成事業227万4,000円の追加、説明欄の5、自立支援給付事業3,127万7,000円の追加は、対象者の増により扶助費を計上するものでございます。

次に、19ページをお願いします。

3款3項4目保育所費、説明欄の2番、保育所施設改修事業2,400万9,000円の追加は、とみうら保育所の耐震診断補強及び改修工事を行うため、設計監理委託料と工事請負費を計上するものでございます。

次に、20ページをお願いします。

4款1項4目環境衛生費、説明欄の2番、合併処理浄化槽設置促進事業208万6,000円の追加は、申請件数の増により計上するものでございます。

次に、22ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の説明欄の1は、原油高騰に伴う省エネ型暖房機等に対する支援のための施設園芸燃油高騰対策事業補助金として1,330万8,000円を計上します。

次の説明欄の2番、農業活性化推進事業は、歳入で農業費寄附金300万円を計上したものを旭市担い手育成総合支援協議会へ補助金として交付するものでございます。

説明欄の3番は、遊休農地解消対策事業補助金として、旭市耕作放棄地解消対策協議会へ50万5,000円を交付するものでございます。

それでは、少し飛びまして、25ページをお願いいたします。

9款1項1日常備消防費、説明欄の2番、常備消防事務費360万2,000円の追加は、携帯・I P電話からの119番通報時の位置情報を地図上に表示するシステム設置工事等を計上するものでございます。

次、26ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費、説明欄の1番、矢指小学校改築事業1,100万円の追加は、用地購入に伴います物件補償費を計上するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

4項12目大原幽学記念館費、説明欄の2番、大原幽学記念館管理費は、歳入で社会教育費

寄附金300万円を計上したものを大原幽学関係資料修復のための委託料に充当するものでございます。

29ページをお願いいたします。

5項3目学校給食費、説明欄の2番、第一学校給食センター管理費は、機械等の修繕に150万円、次に、説明欄の3番、第一学校給食センター運営費は、職員の退職・異動に伴うパート調理員の賃金に96万9,000円、説明欄の4番、第二学校給食センター運営費は、重油の高騰に伴う燃料費173万7,000円を追加計上するものでございます。

13款2項3目国民宿舎事業公営企業費2,000万円は、営業運転資金として一般会計から国民宿舎事業会計への貸付金を計上するものでございます。

なお、今まで申し上げました歳出補正におきまして、保育所費の中で説明しました保育所施設改修事業、農業振興費の中で説明いたしました施設園芸燃油高騰対策事業、常備消防費の中で説明いたしました携帯・IP電話位置情報通知システム設置工事につきましては、国の一次補正で示されました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業の対象となることが予想されているため、当該交付申請を現在申請中であります。この歳入につきましては、内示額等が示された場合は年度内で補正を行い、財源調整を図ってまいりたいということで考えております。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。議案第4号でございます。

長期継続契約として翌年度以降にわたり締結できる契約は、地方自治法第234条の3の規定により「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」ということになっております。この最後の「その他政令で定める契約」という部分が地方自治法の改正により追加されたことによりまして、これを受けて地方自治法施行令第167条の17が新たに追加され、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」ということで規定されているものでございます。これに基づきまして、本市において長期継続契約を締結できる契約について条例で定めるとしたものでございます。

それでは、お手元の条文の順に説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約で、第1項は、物品の賃貸借契約であり、賃貸借に係る物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を行う旨の定めでございます。

第2項は、役務の提供を受ける契約であり、業務の履行に必要な物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、また専門的な人材の確保、育成等に時間を要する業務について、複数年度にわたる契約を行う旨の定めであります。

附則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日以降に履行される契約から適用するものであります。

なお、施行規則をこれから定めるわけでございますけれども、これの中において物品の賃貸借に係る主な想定項目といたしましては、仮設の建物、自動車、事務機器、通信機器、測定機器、光学機器、医療機器、スポーツ器具、ソフトウェア等を考えております。また、役務の提供につきましては、庁舎等の管理に係る業務、一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務、機械警備に係る業務、給食の調理または配送に係る業務、物品の賃貸借の期間内における保守に係る業務などが考えられます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ6,827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,377万3,000円とするものです。

この補正予算は、平成19年度の決算が確定したことにより、その歳入歳出差引額である9,240万4,000円を繰越金として処理し、それを財源に、保険給付費に係る国・県等の支出金を精算し、残りを基金に積み立てるものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

7款繰越金は6,827万9,000円を追加し、平成19年度の決算確定額である9,240万4,000円にするものです。

次は、8ページになります。歳出になります。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は4,076万8,000円を追加するものです。また、20年度末の基金保有見込額は3億2,180万円となります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は2,751万1,000円を追加し、平成19年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。内訳は説明欄のとおりですが、いずれもルール分によるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則でございます。

第2条は、当初予算第2条に定めました業務の予定量のうち、宿泊1万4,600人を1,400人減員し、宿泊1万3,200人に改めるものであります。

第3条は、初めに、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,000万円の借入れをお願いするものでございます。

本年度、「食彩の宿」コンセプトのもとで新たな経営体制を敷き、PRに努めながら営業してまいりましたが、工事の影響等により現時点で予定しておりました収益を確保できておりません。また、食の改善や配膳等の新しいサービス体制から、販売管理費であります人件費の増加が避けられませんでした。この結果を受けまして、自己資金での経営継続が難しくなったため、営業運転資金として一般会計より長期の借入れをお願いするものであります。借入期間は2か年をお願いするものでございます。

次に、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正、次の2ページの第4条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり定めました。

内容につきましては、4ページをお願いいたします。

平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益1億9,558万8,000円から2,135万6,000円を

減額いたしまして1億7,423万2,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項営業収益のうち、第1目利用収益1,724万6,000円の減額は、予定する宿泊者の減員に伴い宿泊料、食事料を下方修正するものでございます。

第2目売店収益411万円の減額につきましても、同様に売上げの下方修正をするものでございます。

続いて、支出につきましては、5ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用1億8,690万8,000円に2,151万1,000円を増額補正いたしまして、2億841万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項営業費用のうち、第1目宿舎経営費2,199万円の増額は、臨時職員の賃金及び新館への移行経費等の増額でございます。

第2項営業外費用のうち、第4目消費税の47万9,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。支出につきましては、1億7,954万円から2,019万5,000円を減額して1億5,934万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項建設改良費のうち、第1目工事費619万5,000円の減額は、施設改善事業における関連工事が確定したことによるものでございます。

第2目資産購入費1,000万円の減額は、施設改善事業用の家具等の備品が確定したことによるものでございます。

第2項開発費のうち、第1目開発費400万円の減額は、経営技術指導員の適格者を選定できなかったことによるものでございます。

したがいまして、補正後の資本的収支不足額1,784万5,000円の財源ですが、2ページに戻っていただきたいと思います。

第4条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,784万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額758万8,000円、建設改良積立金1,025万7,000円」に改めるものでございます。

次に、第5条は、当初予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額のうち、家具等の備品が確定したため、平成20年度の年割額を1億5,118万6,000円とし、総額を2億6,013万4,000円に改めるものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、当初予算第8条に定めました職員給与費7,776万8,000円に、雇用しております臨時職員の賃金1,309万8,000円を追加し、9,086万6,000円に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

この表は、平成20年度補正予算（第1号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を4,049万4,000円と予定するものでございます。

次に、8ページから10ページまでは、平成20年度末の予定貸借対照表となっております。10ページの下段のほうでございますけれども、当年度末の純損失4,177万5,000円と繰越欠損金1,323万円を合わせた5,500万5,000円が当年度末処理欠損金となる見込みでございます。

ここで、全館供用開始後の予約状況と販売促進対策について申し上げます。

11月には、パークゴルフを目的に神奈川県川崎市から新規の団体を受け入れております。12月には、近隣の市町からの団体をはじめ、姉妹都市であります茅野市からも団体宿泊のご予約をいただいております。年末年始は4日間ともに満室で、350名の予約が入っております。来年1月から4月は、旅行代理店からの団体予約をはじめ、毎年恒例のスポーツ合宿等の予約が入っております。このほか、家族単位での予約も堅調に推移をしております。

販売促進事業につきましては、全館オープンとなったことを受けまして、さまざまなプラン情報を発信しておりまして、その効果も徐々に表れているところでございます。整備されました客室と改善しました食、これらの素材を十二分に生かした健全な「食彩の宿」経営実現のため、努力してまいりたいと思います。

以上で、議案第3号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第5号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

○税務課長（野口徳和） 議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律により改正された個人市民税の寄附金控除について、本市における控除対象寄附金を指定するため、市税条例の一部を改正するものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第34条の7の改正は、寄附金控除の対象となる団体への寄附金を定めるため、第3号から第5号の規定を追加するものであります。

第3号は、対象となる団体への寄附金は所得税の控除対象となるもので、県内の主たる事務所または事業所を有するものを対象とするものであります。また、県外所在の法人でも県内で学校を設置しているもの及び社会福祉事業を行っている団体への寄附金も対象とするものであります。

第4号は、公益目的に沿って助成等を行う特定公益信託の信託財産とするために支出した寄附金、第5号は、県内に主たる事務所を有する認定NPO法人に対する寄附金についてもそれぞれ対象とするものであります。

なお、県民税と合わせて賦課徴収するため、千葉県県税条例と同様の規定とするものであります。

続いて、今回改正条例の附則となります。

この条例の施行期日を平成21年4月1日とし、適用となる寄附金は平成20年1月1日以後に支出した寄附金と規定するものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、病院事務次長、登壇してください。

（病院事務次長 石鍋秀和 登壇）

○病院事務次長（石鍋秀和） 議案第6号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

近年の産科医不足の原因と言われます分娩による医療訴訟の増加に歯止めをかけるべく、平成21年1月より産科医療補償制度が開始されます。この制度により、医療機関は一分娩につき3万円の掛金を負担することになりますので、この掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため改正を行うものでございます。

なお、国は、妊産婦の新たな金銭的負担を避けるために、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げを予定しております。

以上で、議案第6号について補足説明を終了いたします。

○議長（明智忠直） 病院事務次長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第8号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

○秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第7号、第8号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本市には、現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が平成21年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

議案第7号で推薦したい方は、旭市足川1765番地2にお住まいの吉野直子氏、昭和20年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第8号で推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方であります。

吉野直子氏は平成15年から、また、宮野作一氏は平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、ともに誠実な人柄で地域での人望も厚く、委員として適任の方でございますので、引き続き推薦するものでございます。

なお、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第7号、第8号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時 3分